

「飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会」(通称百条委員会)が設置されました。

9月28日開催の本会議で「飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査に関する決議」が賛成多数により可決され、委員7名による調査特別委員会が設置されました。

提出された発議の内容、賛否、選任された委員は次のとおりです。

発議第3号

飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次の事項について調査を行うものとする。

1 調査事項

(1) 飛騨市元職員の履歴の捏造、人事情報の改ざんに関すること

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により、委員7人で構成する飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会を設置し、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を2に掲げる特別委員会に委任する。

4 調査期限

2に掲げる特別委員会は、

1に掲げる調査が終了するまで閉会中もおお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、10万円以内とする。

平成28年9月28日提出

提出者 飛騨市議会議員

野村勝憲

賛成者 飛騨市議会議員

洞口和彦

徳島純次

中村健吉

仲谷丈吾

【提案理由】

平成23年11月29日付新聞報道によつて、元職員（前飛騨市議）の履歴捏造が発覚した。

飛騨市は履歴捏造に関わつた職員を平成27年8月28日付で懲戒処分したが、捏造した人事履歴のデータの改ざん・入力に関しては、職員の当時の上司の真相がわからなくなつていないとし、昨年9月議会において、調査決議が発議されたが否決されたため、いまだに真相がわからなくなつていない。

加えて、履歴捏造・データ改ざんを依頼した前市議は議員辞職したため、事実説明が進まず、市民の皆様との意見交換会や市民からの要望書において事実説明を強く求められている。

よつて、事実説明を強く要望する市民の付託に応え、市議会に対する市民の信頼を回復することを目的として、地方自治法第100条第1項に基づく調査を実施し、再発防止に役立てるものである。

100条委員会とは

自治体の事務に関して疑惑や不祥事があつた際、事実関係を調査するため、地方自治法100条に基づいて地方議会が設置する特別委員会。関係者の出頭や証言、記録提出を求めることができるなど強い調査権限を持つ。虚偽の証言をした場合は5年以下の禁錮刑、正当な理由がないのに証言を拒否した場合などは6カ月以下の禁錮刑や10万円以下の罰金を科すことができる。

朝日新聞デジタルより引用

発議第3号 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査に関する決議

		仲谷 丈吾	井端 浩二	澤 史朗	住田 清美	森 要	中村 健吉	徳島 純次	前川 文博	中嶋 国則	洞口 和彦	野村 勝憲	森下 真次	高原 邦子	葛谷 寛徳
原案可決	7 : 4	○	×	棄	×	×	○	○	○	×	○	○	棄	○	—
選出された委員				●	●		●				長	副	●	●	

※○は賛成、×は反対、棄は棄権 ※議長は裁決に加わりません。 ※長は委員長、副は副委員長、●は委員。